

会計・開示ダイジェスト

会計及び開示を巡る動向 2023年11月号

No.23-12

有限責任 あずさ監査法人



会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS®会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。

1. 企業会計基準委員会 (ASBJ) 及び日本公認会計士協会 (JICPA)

【最終基準】

実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」等の公表

「会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」の改正について」の公表について

本実務対応報告は、資金決済法上の電子決済手段について、現金に類似する性格と要求払預金に類似する性格を有する資産であることなどを踏まえて、その発行及び保有に係る会計処理及び開示について定めることを目的として公表されました。また、これに伴い、企業会計基準第32号「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」及び会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」のうち、資金の範囲に関する事項が改正されています。本実務対応報告、本会計基準及び本実務指針は、公表日以後適用することとされています。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説速報（2023年11月22日）](#)

【公開草案】

実務対応報告公開草案第67号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」等の公表

本公開草案は、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等（当期税金）の会計処理及び開示に関する取扱いを示すことを目的として公表されました。また、本公開草案を適用する場合に実務に資するための情報を提供することを目的として、補足文書（案）「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等に関する適用初年度の見積りについて（案）」があわせて公表されています。

本公開草案では、当該法人税等の計上時期及び見積りの取扱い、貸借対照表及び損益計算書における表示、四半期財務諸表における取扱い等について提案されています。本公開草案は、2024年4月1日以降開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することが提案されています。

なお、四半期財務諸表における注記の定めについては、上記に関わらず、2025年4月1日以降開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することが提案されています。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説速報（2023年11月22日）](#)

【Information】

「四半期開示の見直しに関する実務の方針」の公表について

東京証券取引所は、2023年11月22日に「四半期開示の見直しに関する実務の方針」を公表しました。これを受けて、JICPAも「[四半期開示制度の見直し](#)」に関する各種お知らせを公表しています。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説速報（2023年11月29日）](#)

2. 金融庁

【改正】

四半期報告書の廃止を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立について

上場会社に対する期中の業績等の開示頻度の改正（四半期報告書制度の廃止）の内容を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が原案どおり成立しました。これにより、上場会社は、四半期報告書に代わり半期報告書の提出が義務付けられることとなります。当該法律は、原則として、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。四半期報告制度の廃止及び公衆縦覧期間の延長に関する規定は、2024年4月1日から施行されます。2024年4月1日より前に開始した四半期に係る四半期報告書の提出については、なお従前の例による経過措置が設けられています。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説速報（2023年11月21日）](#)

3. 法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

4. 国際会計基準審議会（IASB）、IFRS解釈指針委員会（委員会）及び国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）

【公開草案】

公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS第32号、IFRS第7号及びIAS第1号の改訂案）」

本公開草案は、金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品について、企業の財務報告上の課題に対処するための以下の修正案を提案しています。

- ・ 企業が金融負債と資本を区別するのに役立つためのIAS第32号の分類原則についての明確化
- ・ 金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品の複雑性について説明する開示要求事項
- ・ 普通株式に帰属する金額（純損益及び包括利益合計含む）について、その他の資本性金融商品の保有者に帰属する金額と区分して表示する新たな要求事項

公開草案に対するコメントの締切りは、2024年3月29日です。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説速報（2023年12月15日）](#)

5. 欧州委員会 (EC)

今月、特にお知らせする事項はありません。

6. 米国財務会計基準審議会 (FASB)

【最終基準 (会計基準更新書 (Accounting standards update; ASU))】

ASU第2023-07号「セグメント別報告 (トピック280) : 報告セグメントの開示の改善」

本ASUにより、公開企業のセグメント別報告に関する開示内容が拡大されます。本ASUにより、公開企業は、経営上の最高意思決定者に定期的に報告される重要なセグメント費用項目の開示、及び「その他」のセグメント損益項目に関する報告セグメント毎の内容記述が求められます。また、期中期間の要約財務諸表においても年度の財務諸表と同等のセグメント損益及びセグメント資産の開示等が必要となります。

本ASUは、2023年12月16日以降開始する事業年度から適用され、表示される全期間について遡及適用されます。また、期中期間の開示については2024年12月16日以降に開始する事業年度から適用されます。なお、早期適用が認められています。

KPMG関連資料：[Defining Issues](#) (英語)

■ 関連資料紹介

- [IFRS第16号詳細解説シリーズ シリーズNo8：セール・アンド・リースバック取引](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。
kpmg.com/jp/socialmedia



■ 会計・監査コンテンツアーカイブのご紹介

会計・監査コンテンツをトピック別、業種別で絞り込み、一覧表示することができます。
kpmg.com/jp/search-tool



■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

この度、KPMGジャパンは、KPMGジャパンのセミナーや、動画コンテンツを会員限定で提供するウェブサイト「KPMG Japan Insight Plus」を開発いたしました。

KPMGジャパンのナレッジを、ビジネストピック別にご紹介しているほか、会員登録の際にご興味のあるトピックを選択いただくと、その内容が定期的にメールにて配信されるサービスもご提供しています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人
 azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降に於いての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。(過失行為または不作為による不利益を含むがそれらに限定されません)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IAS®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- [あずさ監査法人トップページ\(Link\)](#)
- [日本基準 \(Link\)](#)
- [IFRS会計基準 \(Link\)](#)
- [米国基準 \(Link\)](#)